



特養の内部留保、1施設当たり3億円超  
～定員多いほど多額、社福減免の低実施率との調査結果公表～

▼7月3日財務省は「2012年度の予算執行調査」の結果を発表しました。同調査では、定員規模の大きい特別養護老人ホームほど多額の内部留保があり、また一方で、内部留保の金額が多い特養は少ない特養に比べて「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」（社福減免）の実施率が低い傾向にあるなど、内部留保の保有状況にばらつきが見られる、とする調査結果を公表しました。特養の内部留保に関する議論は2010年ごろから注目を集めるようになり、厚労省が2011年12月5日の第87回社会保障審議会介護給付費分科会で調査結果を発表した資料（対象1,087施設、右の貸借対照表）をもとに、より詳しい分析を行ったものです。

平成22年度末 特別養護老人ホームの貸借対照表  
(1施設当たり平均値) (単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	223,182	流動負債	41,598
現金預金 有価証券 未収金 等	223,182	賞与引当金	2,597
		その他の引当金	176
		引当金以外の未払金等	38,825
		固定負債	184,841
固定資産	804,128	退職給与引当金	9,616
基本財産 その他の固定資産	655,216 148,912	その他の引当金	2,811
		引当金以外の 設備資金借入金等	172,414
		負債の部合計	226,439
		純資産の部	
		基本金	173,575
		国庫補助金等特別積立金	319,474
		積立金	65,806
		次期繰越活動収支差額	242,015
		(うち当期活動収支差額)	(20,948)
資産の部合計	1,027,309	負債及び純資産の部合計	1,027,309

さらに調査結果としては「内部留保額上位の施設には、多額の有価証券を保有している施設があったほか、会計処理が不適切であると見られる施設も散見された」とし、今後の改善点・検討の方向性として「施設の規模や施設入居者の要介護度差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき」「社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付けるなど、透明性・公正性を高めるべき」という2点を求め、調査結果を13年度予算の概算要求に反映したりすることを、厚労省に対して求めています。

なおこの調査の中では、「障害福祉サービス事業者の財務状況等」や「次世代育成支援対策推進事業（子育て支援交付金）」など、障害福祉分野や保育所分野での調査も行われており、結果が公表されています。（下記参照）

(参考：財務省HP／朝日新聞／福祉新聞／CBニュースほか)

＜障害福祉サービス事業者の財務状況等＞

施設入所支援サービスを含む全786法人のうち579法人を対象として、内部留保額が集計されています。障害福祉サービス部門単独の財務諸表が作成されていないケースが多いことなどから一定の限界があるとしながら、1法人当たり約5.8億円の内部留保があることが報告されています。要因として「介護は施設単位だが、障害は法人単位での集計」であることのほか「障害の入所施設は昼間に通所サービスも提供していること」を挙げていますが、「障害福祉サービス事業には多額の公費が投入されているにも関わらず、当該事業単独での財務状況（ストック面）を的確に把握する仕組みが存在しない」とされ、今後有識者のヒアリングを実施し「次回以降の報酬改定プロセスにおいて、障害福祉サービス事業者の財務状況に関する幅広い分析を踏まえた議論が可能となるよう、仕組みを整備していく必要がある」としました。

＜次世代育成支援対策推進事業（子育て支援交付金）＞

子育て分野においては、いわゆる運営費の執行状況や内部留保の状況等ではなく、標記の補助金に関する内容についての調査結果となりました。この事業では認可外保育施設運営支援事業も実施されており「認可の有無を除いては認可保育所とは違いのない、保育所最低基準を満たす認可外保育施設へ運営費支援を行うことは、施設数の増（利用児童数の増）に繋がり、喫緊の課題である待機児童の解消に資することから、認可外保育施設運営支援事業の効果は認められる」と講評しています。ただし、23年度認可外保育施設運営支援事業では21自治体に総額9.4億円が交付され、このうち国からの財政措置がない22年度以前から自治体独自の施策として認可外保育施設への運営費支援を行っていたのは、20自治体あり、国の補助が地域における子育て支援サービスの拡大（受入児童数の増加）に繋がったのは、新規に事業を始めた1自治体のみであることが指摘されました。